

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案 新旧対照条文

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	1
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）	4

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>十一 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>十二～三十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三の二（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の五において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>十一 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>十二～三十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三の二（略）</p>

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関する  
こと、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四  
項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金について  
は、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分  
計画に限ることに限る。）同法第十四条第一項に規定する指定金  
融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関  
すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及  
び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者  
の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第 号）第

四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一  
項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関  
すること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第  
一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域  
の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特  
別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指  
定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給  
金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化  
総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する  
地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第  
一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関す  
ること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四  
項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金について  
は、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分  
計画に限ることに限る。）同法第十四条第一項に規定する指定金  
融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関  
すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及  
び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

（新設）

三の四 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第  
一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の五 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域  
の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特  
別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指  
定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給  
金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化  
総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する  
地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第  
一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総

合特区支援利子補給金の支給に關すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に關する関係行政機關の事務の調整に關すること。

三の七 国家戦略特別区域の指定に關すること、国家戦略特別区域法第八條第一項に規定する区域計画に關すること、同法第十六條の四第三項に規定する指針及び同法第十六條の五第三項に規定する指針の作成に關すること、同法第二十八條第一項に規定する指定金融機關の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に關すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な經濟活動の拠点の形成に關する関係行政機關の事務の調整に關すること。

四〇六十二 (略)

(地方創生推進事務局)

第四十條の二 地方創生推進事務局は、第四條第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七に掲げる事務をつかさどる。

二〇四 (略)

合特区支援利子補給金の支給に關すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に關する関係行政機關の事務の調整に關すること。

三の六 国家戦略特別区域の指定に關すること、国家戦略特別区域法第八條第一項に規定する区域計画に關すること、同法第十六條の四第三項に規定する指針及び同法第十六條の五第三項に規定する指針の作成に關すること、同法第二十八條第一項に規定する指定金融機關の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に關すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な經濟活動の拠点の形成に關する関係行政機關の事務の調整に關すること。

四〇六十二 (略)

(地方創生推進事務局)

第四十條の二 地方創生推進事務局は、第四條第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二、第三号の三、第三号の五及び第三号の六に掲げる事務をつかさどる。

二〇四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（国家戦略特別区域会議）</p> <p>第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。</p> <p>一 国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十一号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>（国家戦略特別区域会議）</p> <p>第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。</p> <p>一 国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十一号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の六に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>